

# 令和6年度茨城県奨学生募集要項

## 【 入学一時金】

### 在学採用

茨城県教育委員会では、経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に対し、茨城県奨学生として奨学資金を貸与しています。

大学、短期大学又は専修学校の専門課程に在学している方で、入学一時金の貸与を受けることを希望する方を対象に、茨城県奨学生の募集をします。

#### 茨城県教育委員会への出願期限

~~令和6年5月24日（金）（必着）~~

※出願は学校を通して行います。

学生・生徒から学校への書類提出期限は、各学校の指示に従ってください。

2024年5月8日（水）奨学課／都心学生生活課／Myogadani Student Hub 必着

#### 【目次】

##### 第1 募集概要

1 奨学資金の概要	2
2 出願者の資格	2
3 出願方法	2
4 提出書類	3
5 採用選考	3
6 貸与方法	3
7 貸与の辞退	4
8 返還 9 返還猶予 10 返還免除	4～
茨城県内に居住し、茨城県内で修業したときの返還免除	5

第2 推薦基準	6～
---------	----

第3 添付書類	6～
---------	----

記入例（奨学生推薦調書、奨学生願書）	7～
--------------------	----

#### 【問合せ先】茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-6045 FAX 029-301-5269

メール kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県教育委員会ホームページ 「茨城県奨学資金」で検索

## 第1 募集概要

### 1 奨学資金の概要

種別	貸与額	募集人員	貸与期間
入学一時金	240,000円	10人程度	進学する学校に入学する年 (1回)

### 2 出願者の資格

以下の全てに該当すること。

ア 茨城県内に居住する者の子弟であること。

イ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学し、令和6年度に学校教育法に規定する大学、短期大学又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）への進学を希望していること。

ウ 健康で、人物及び学業ともに優れる者であること。

エ 経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること。

オ 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業する（個人事業主として就業する場合も含む。）意思があること。

### 3 出願方法

後段の推薦基準（6頁）を確認し、次のとおり書類を作成、提出してください。

(1) 学生・生徒は、「奨学生願書」（下記4（3））及び「家計基準に係る証明書」（下記4（4））を、在学する大学等に提出すること。

(2) 大学等は、(1)の書類を取りまとめ、「奨学生推薦調書」（下記4（2））を作成いただき、「令和6年度 茨城県奨学生推薦者一覧」（下記4（1））とともに茨城県教育委員会宛て提出願います。

※書類の作成に当たっては、「推薦基準」（6頁～）、「添付書類」（6頁～）、「記入例」（7頁～）をよく確認して記載してください。

#### 4 提出書類

提出書類名	作成者	備考
(1) 令和6年度 茨城県奨学生推薦者一覧	学 校	
(2) 奨学生推薦調書 (様式第1号)	学 校	記入例 (7頁) 参照
(3) 奨学生願書 (様式第3号)	学生・生徒	記入例 (8頁～) 参照
(4) 家計基準に係る証明書	学生・生徒	6頁参照
(5) その他茨城県教育委員会が必要と認めた書類	学生・生徒 (該当者のみ)	家計の状況等を確認するため、提出を求める場合があります。

#### 5 採用選考

推薦基準 (6頁) に掲げる学力基準及び家計基準等に基づき提出書類を審査の上、茨城県奨学生等選考委員会による協議を経て採否を決定します。

採否は、8月頃を目途に、学校を通して通知します。

※採用されたときは、連帯保証人及び保証人を1人ずつ要します。その要件は次のとおりですので、あらかじめ考慮しておいてください。

##### 【連帯保証人及び保証人の要件】

- ・連帯保証人と保証人は、各々独立の生計を営む成年者で、うち1人は茨城県内に居住する人であること。

#### 6 貸与方法

##### (1) 利息

無利息

※大学等を卒業後、4～5頁に記載する要件を満たす場合は、返還が免除されます。

##### (2) 交付方法

採用決定後に提出する「口座振込依頼書」により指定された奨学生本人名義の口座に振り込みをします。

○振込時期の予定 (事情により変更することがあります。)

8月又は9月頃

#### 7 貸与の辞退

奨学資金の貸与は、いつでも辞退することができます (返還となります。)

#### 8 返還

- (1) 正規の修業期間が終了したときは、その月の6か月後から10年以内に年賦 (年1回払い)

により返還していただきます。

(2) 退学をしたときは、その月の6か月後から、(1)に準じて返還していただきます。

#### 【返還の例】

- ・入学一時金の貸与を受けた者（令和6年4月入学、令和10年3月卒業）が、10年間、年賦で返還する場合

貸与額	1回返還額	返還回数	返還開始	返還終了
240,000円	24,000円	10回	令和11年6月	令和20年6月

#### (3) 返還の手続

貸与が終了したときに、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」を提出していただきます。その際、連帯保証人及び保証人（上記「5 採用選考」※）の印鑑登録証明書が必要になります。

このことについては、返還開始時期が近付いたときに（卒業前等）、あらためて学校を通して通知します。

#### 9 返還猶予

次のいずれかに該当する理由により、返還が困難になった場合は、一定期間、返還を猶予することがあります。

- ア 学校教育法に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学しているとき。
- イ アに掲げる学校への進学のため準備をしているとき。
- ウ 長期療養をしているとき。
- エ り災したとき。
- オ 生活保護法による保護を受けるに至ったとき。
- カ ア～オまでに掲げるもののほか、生活困窮の状態にあるとき。

#### 10 返還免除

(1) 次の事由に至った場合は、審査の上、返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。

- ア 本人が死亡した場合 返還未済額の全部
- イ 本人が心身障害のため労働能力を喪失し返還が困難と認められるとき 返還未済額の全部又は一部

(2) 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業（正規雇用）したとき（個人事業主として就業した場合も含む。）は、1年毎に審査の上、返還未済額の全部又は一部の返還を免除します（下の欄を参照）。

## 返還免除について

### 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内で就業したとき

この入学一時金は、経済的理由によって修学が困難な生徒の進学を支援するとともに、将来茨城県で活躍していただく優秀な人材を確保することを目的とするものです。

そのため、大学等を卒業後に茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業した場合には、返還を免除することとしています。

#### ア 返還免除の要件

次の(ア)(イ)のいずれも満たすこと。

(ア) 茨城県内に居住したとき。

(イ) 次の①②のいずれかにより就業したとき。

①期間の定めのない労働契約により雇用（いわゆる正規雇用）され、茨城県内に所在する事務所又は事業所に勤務したとき。

②個人事業主として茨城県内の事業所又は事務所において事業を行ったとき。

#### イ 免除額及び免除手続

1年当たり 24,000 円（10年で全額免除）

1年毎に手続を行い、10年継続して要件を満たせば、240,000円全額の返還が免除となる仕組みです。

(例)

令和10年3月 大学等卒業

4月 茨城県内に居住し、茨城県内の事業所に勤務

令和11年3月 返還免除の要件を満たして1年経過

4月 「奨学資金返還免除願」を必要書類とともに茨城県教育委員会に提出。審査の上、1年分（24,000円）の返還免除を決定。

6月 （返還免除がない場合、1年分（24,000円）を返還）

以降同様

手続の詳細は、修業期間の終了時期が近づいたときに御案内いたします。

## 第2 推薦基準

### 1 人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活躍できる見込がある者。

また、将来茨城県において活躍する意欲があり、その見込がある者。

### 2 学力基準

評定平均3.5以上（小数第3位以下切り捨て）

※高等学校等第2学年及び第3学年の履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値（小数第3位以下切り捨て）

※履修教科の評定は5・4・3・2・1の5段階法とし、他の方法による評定の場合は5段階法に換算してください。

### 3 家計基準

住民税非課税世帯（直近年の市町村民税所得割が0円）

## 第3 添付書類

### 1 家計基準に係る証明書

父及び母又はこれらに代わって家計を維持する者について次の書類

・市役所（町村役場）発行の「(非)課税証明書」（直近年）（原本）